北九州市景観審議会の委員を募集します！

＜募集案内＞

北九州市景観審議会は、北九州市都市景観条例に基づき、景観に関する方針やルールづくりなど、都市景観の形成に関する重要な事項について、専門家や市民の方からの意見をいただき、景観施策に反映するために設けられた本市の付属機関です。

今回、市民の皆さまから、審議会に参画し、ご意見いただける方を募集します。

募集の詳細については、次の募集要領をご参照ください。

＜北九州市景観審議会の主な審議事項（予定）＞

■北九州市の景観に関する方針や取組の見直し
（「北九州市景観づくりマスタープラン」の改定）

■北九州市の景観に関する規制やルールの見直し
（「北九州市景観計画」の改定）

募　集　要　領	
1　付属機関名称	北九州市景観審議会
2　募集人数	１名
3　任期	２年間（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）
4　委員の役割	本市で開催される北九州市景観審議会にご出席いただき、景観施策に関する議案について議論します。 ■会議開催場所　北九州市内 ■委員報酬　　会議出席ごとに、市で定める基準に基づき報酬をお支払いします。
5　応募資格	（１）満１８歳以上（令和８年１１月１９日時点）の方 （２）北九州市内に在住、または通勤・通学する方 （３）国又は地方公共団体の議員及び常勤の公務員以外の方 （４）北九州市景観審議会の委員として、参画する意欲があり、審議に出席できる方 （５）任期中に本市の他の付属機関の委員の兼職の数が４未満の方 （６）北九州市景観審議会委員の在任期間が１０年未満の者 （７）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）と、密接な関係を有する方は応募することができません。 ※上記規定に関し該当の有無を確認するため、関係する行政機関へ照会させて頂きます。
6　募集期間	令和８年１１月１９日（木）から 令和８年１２月１８日（金）まで ※持参または電子メールの場合は１２月１８日（金）１７時まで ※郵送の場合は１２月１８日（金）付北九州市受付印があるもの

7 提出書類	（１）応募用紙 所定の応募用紙に、下記の内容を記載して提出して下さい。 ■氏名（ふりがな）　■性別 ■生年月日　■年齢 ■住所　■電話番号 ■メールアドレス　■職業（勤務先・学校名等） ■その他所属団体等　■本市付属機関等委員就任履歴 ■関係する経歴等　■同意事項に対する署名 （２）小論文（様式自由） 以下のテーマについて、８００字程度で記述してください。 「北九州市景観づくりマスタープランを基に、現在の北九州市における都市景観の課題と、その解決に向けた目標や取組について、意見を述べよ」 ※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。
8 選考方法	（１）一次審査（書類審査） 提出書類を基に、「５ 応募資格」への適合確認を行います。 （２）二次審査（面接） 提出書類を基に、選考委員による面接を実施します。 ※時期は令和９年１月上旬を予定しています。 ※一次審査通過者に、日時・場所等のご案内を郵送します。 ※二次審査に要する交通費等は、応募者の自己負担となります。 （３）選考結果 一定以上の評価点を得た応募者を合格者とします。ただし、一定以上の評価点を得た応募者が複数名存在する場合は、過去に北九州市景観審議会委員の就任履歴の無い応募者を優先します。 結果通知の郵送は令和９年１月下旬を予定しています。
9 募集案内 配布場所	■都市戦略局建築指導課（市役所本庁舎１３階） ■総務市民局みんなの声課（市役所本庁舎１階） ■各区役所総務企画課 ■各区出張所 ■北九州市ホームページ（都市戦略局建築指導課）
10 個人情報の 取扱い	■応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、本選考以外に使用することはありません。 ■審議会委員となった場合、氏名、職業・所属団体を公開いたします。 ■会議で発言されたご意見は、議事録等で公開されることがあります
11 応募方法 応募先 問い合わせ先	持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で、「７ 提出書類」を以下まで提出してください。 〒８０３－８５０１ 北九州市小倉北区城内１番１号 北九州市　都市戦略局　建築指導課 TEL　０９３－５８２－２５３１ MAIL　toshi-kenchikushidou@city.kitakyushu.lg.jp
12 注意事項	■本募集要領の記載内容をすべて了承の上、ご応募ください。 ■いただいた応募用紙の記載内容に不備がある場合、受付できないことがあります。記載内容をご確認のうえ、ご提出ください。